市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

市川市長職務代理者 市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「28,620円」を「30,060円」に改め、同条第2号中「38,220円」を「40,080円」に改め、同条第3号中「41,400円」を「43,440円」に改め、同条第4号中「50,940円」を「53,460円」に改め、同条第5号中「63,720円」を「66,840円」に改め、同条第6号中「70,080円」を「73,500円」に改め、同号ア中「同じ。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)」を加え、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同条第7号中「79,620円」を「83,520円」に改め、同号イ中「又

は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同条第8号中 「95,580円」を「100,260円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」 を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同条第9号中「101,940円」 を「106,920円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ 又は第16号イ」に改め、同条第10号中「108,300円」を 「113,580円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又 は第16号イ」に改め、同条第11号中「121,020円」を 「126,960円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又 は第16号イ」に改め、同条第12号中「127,440円」を 「133,680円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又 は第16号イ」に改め、同条第13号中「133,800円」を 「140,340円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又 は第16号イ」に改め、同条第14号中「140,160円」を 「147,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第16 号イ」に改め、同条第15号中「146,520円」を「153,720円」に 改め、同号イ中「部分を除く。)」の次に「又は次号イ」を加え、同条第16号 中「152,880円」を「167,100円」に改め、同号を同条第17号と し、同条第15号の次に次の1号を加える。

16 次のいずれかに該当する者 160,380円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)第5条第3項中「若しくは第15号イ」を「、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第15号まで」を「第16号まで」に改める。

第18条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第2条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30

年度から平成32年度まで」に改め、同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「25,440円」を「26,700円」に改める。

附則第3条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第5条並びに附則第2条及び第3条の規定は、平成 30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険 料については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、 なお従前の例による。

理 由

介護保険法に基づき平成30年度から平成32年度までの各年度の保険 料率を定めるとともに、同法の改正を踏まえ資格に関する文書の提出命令に 従わない被保険者等に科する過料の対象を拡大する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。